

八本松駅前造成工事に伴う建設発生土の受入について(募集要項)

1 募集の趣旨

東広島市では、八本松駅前造成工事を進めておりますが、今後、大量に必要となる盛土材の確保のため、これまで公共事業間での利用調整を行ってまいりました。

このたび、新たな公共事業での搬出予定がないため、利用調整の範囲を民間事業者に広げることとし、建設発生土を適正かつ安全に搬出することができる一定の要件を満たす工事を募集します。

2 受入土量及び受入場所

- 受入する建設発生土の数量は全体で約 10,000m³ を予定しており、搬出元 1 工事当り最少約 2,000m³(地山土量)からの受入とします。受入場所は別添図面のとおりに、八本松駅前造成工事の現場内とします。

但し、協定締結後、他の公共事業より建設発生土搬出の要請があった場合、又は、明らかに土質等に有利な搬出者があった場合は、そちらからの受入を優先するため、公募した搬出者から受入する建設発生土の数量を保証するものではありません。

- 工事等の必要あるいはその他のやむを得ない事由により、協議の上、前項の数量は変更できるものとします。又、搬出又は受入予定土量が前項の値に満たないことが想定された場合は、双方遅滞なく報告しなければならないものとします。

3 受入期間

受入の期間は、令和 6 年 7 月中旬から令和 6 年 9 月下旬までとします。(天候及び工事の必要あるいはその他の事由により、受入期間や時間帯を変更する場合があります。)

4 受入土の品質

受入土の品質は、以下を基本とします。

- 受入土は第 1 種、又は、第 2 種建設発生土であること。
- コーン指数 800kN/m² 以上であること。
- 最大粒径が 100mm 以下であること。
- 径が 37.5mm 以上の混入率は 40%以下とする。
- CBR(締め固めた土の CBR 試験値)が 20%以上であること。
- 吸水性や圧縮性の大きい土ではないこと。
- コンクリート殻等の産業廃棄物及び産業廃棄物混じり土ではないこと。

5 受入条件

- 搬出元工事として、次のいずれかに該当すること。
 - ・ 「都市計画法第 29 条に基づく開発行為(ただし市街化調整区域を除く区域とする)」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法」の許可を取得した工事であり、広島県生活環境の保全等に関する条例の報告を済ませていること。又、その上で、「土壌汚染確認調査等が必要」であるとされていないこと。

- ・ 土壌汚染対策法の届出を済ませていること。又、その上で、「土壌汚染状況調査が必要である」とされていないこと。
- 受入開始前までに、搬出者から受入側(市)に対し、搬出土について別表に掲げる土質試験の結果及びその他必要となる検査結果等を提示の上、受入側(市)からの承諾を得る必要があります。
- 土質試験は土質(地層)の区分ごとに1回とし、土質が変化した時、又、同一土質区分において5,000m³につき1回の頻度で実施していただきます。
- 受入開始後は、1日につき1回以上、受入土のコーン指数試験と土質性状の確認を受入側(市)が行います。試験の結果、敷均転圧後のコーン指数が800kN/m²以下の場合、又、受入中、性状が著しく異なることが確認された場合は、搬出者の負担により当日の受入土全てを持ち帰るものとします。
- 搬入時間は、土曜、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時までとします。
- 搬出土量(供給土量)は、概ね1週間当り約300m³を下回らない範囲を想定していますが、具体的には別途協議によるものとします。
- 天候や工程等の事情によりやむを得ない場合は、受入側(市)が、受入を中止できるものとします。
- 搬出現場から搬入現場までの運搬経路については、交通状況などによる変更対応を含め、協議していただきます。原則、ストックヤード等を経由する仮置き運搬は認めません。

6 施工及び責任区分

工事の施工区分は、次の各項によるものとし、施工区分においてその責任を負うものとします。

- 搬出者は、搬出元現場にて甲へ搬出する建設発生土の土質性状及び環境安全性に係る調査、試験等を行う。
- 搬出者は、搬出先(受入場所)までの建設発生土の運搬、運搬路の安全管理を行う。又、建設発生土の運搬及び運搬路に関して苦情が生じないよう必要な措置を講じる等の対応を行う。
- 受入土及び受入場所の管理(交通誘導員の配備を含む)、又、受入場所の管理に際して苦情が生じないよう必要な措置を講じる等の対応は受入側(市)で行う。

7 費用負担

費用負担は施工区分に応じて行います。

- 発生土の受入は無償とする。
- 受入土を使用した施工及び引渡された受入土の管理に要する費用は、受入側(市)が負担する。
- 建設発生土の運搬及び運搬経路の仮設備、安全管理に要する費用は搬出者が負担する。
- 受入土の品質等を確認するための土質及び土壌試験等に要する費用は、搬出者が負担する。(ただし、受入時に行うコーン指数試験に要する費用については、受入側(市)が負担する。)

8 申し込み要件

申し込みできる方は、次のいずれかとします。

● 搬出工事の施行者

令和6年7月中旬から令和6年9月下旬までの期間中(事業の進捗状況により変更となる場合があります)で、埋立等の土地造成を予定している「土地所有者」又は「土地を賃借している者」。

● 搬出工事の施工者

国又は地方公共団体の入札参加資格者。(指名除外期間中でないこと)

9 申し込み期間及び方法

(1) 申込期間:令和6年5月20日(月)から令和6年7月12日(金)まで

(土・日・祝日を除く。受付時間 8:30~17:00)

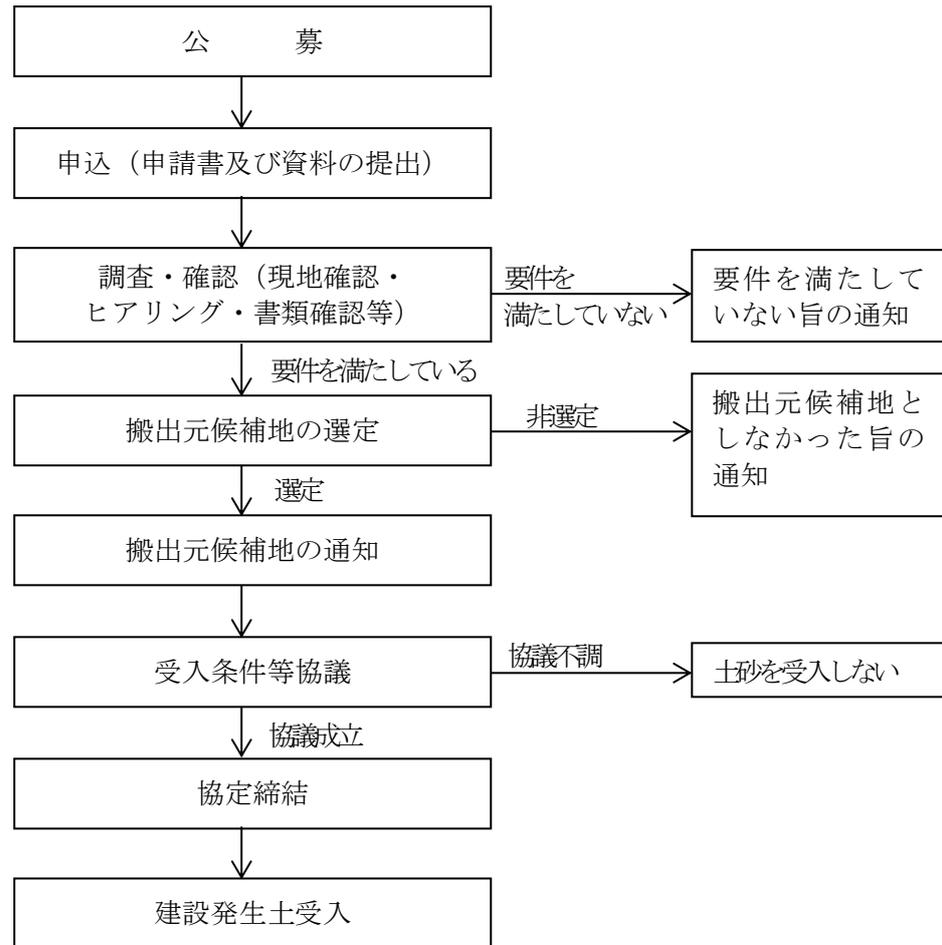
(2) 必要書類:次の書類を郵送(上記期間必着)または持込にて提出してください。

- ・ 建設発生土「搬出申込書」
- ・ 搬出土の土質試験結果
- ・ 土地所有者の同意書(賃借の場合、または所有者が複数の場合。ただし、関係手続きにて同様の同意書がある場合にはその写しでも可。)
- ・ 関係法令に関する手続きが完了したことを証する書面の写し(手続きが未了の場合は、完了後、別途提出をお願いします。)
- ・ 工事箇所位置図(運搬経路、運搬距離を明記)
- ・ その他、東広島市が必要と認める書類

10 申し込み後の手続き

申し込みいただいた土地については、必要に応じ現地確認やヒアリングなどにて、運搬経路、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、申し込み要件を満たしていると認められれば、「11 受入候補地の選定方法」による選定対象となります。

なお、申込者と東広島市の間で受入条件等すべてについて協議が整った後に、両者が「協定」を締結し、建設発生土を受入する予定としております。



11 受入候補地の選定方法

複数の工事が受入要件を満たす場合、搬出土の品質が盛土材として適したもののから優先し、品質が同等な場合は、継続して十分な搬入が見込まれる工事を優先します。以降は、受入完了次第、次点の候補地から受入れします。

12 その他留意事項

- 追加で資料等の提示・提出を求めることがあります。
- 提出された受入申込書等については、返却しません。

13 問い合わせ先及び提出先

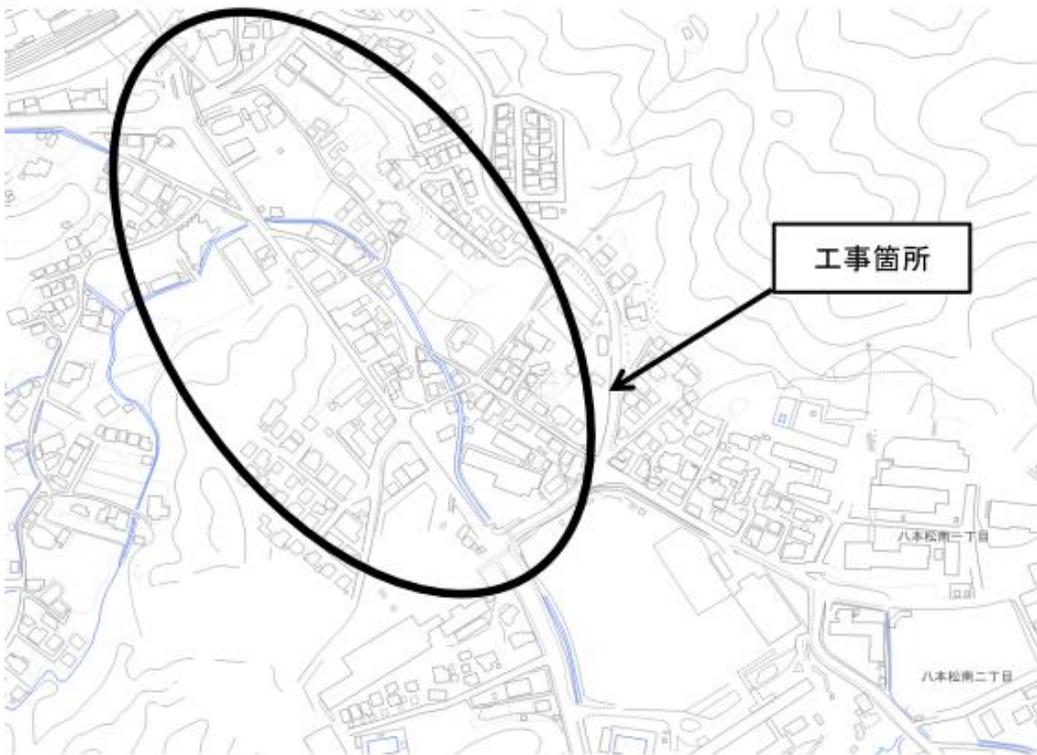
東広島市役所
 都市部区画整理課 計画係 片山、宇根川
 〒739-8601
 東広島市西条栄町8番29号
 TEL 082-422-1344
 FAX 082-422-1537

位置図

広域図



詳細図



別表

搬出土(受入土)の土質試験	試験方法
コーン指数試験	JISA1228(国官技第112号(H18.8.10付)参考表による)
土の含水比試験	JISA1203
土の粒度試験	JISA1204
土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205
土粒子の密度試験	JISA1202
突き固めによる土の締固め試験	JISA1210
締め固めた土のCBR試験	JISA1211

※ その他、「道路土工 盛土工指針P56 解表3-4-4」により必要と考えられるもの。

※ 第2種改良土の場合は、六価クロム溶出試験の結果を提示すること。